

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）」について（意見募集）

令和8年9月29日

出入国在留管理庁

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号。以下「特定活動告示」という。）第15号については、外国の大学の学生が、一定の要件に該当する地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業に参加し、本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、3月を超えない期間内、本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校において、国際文化交流に係る講義を行う活動を規定しているところ、平成17年に本号が規定されて以降、本活動を指定されて在留しようとする外国人は多くなく、その活用実績が極めて限定的（統計上確認が可能な平成30年以降の新規入国者数及び令和2年以降の在留外国人数はいずれも0人）であることから、削除することとし、特定活動告示の一部を改正する告示案を作成いたしました。

つきましては、本件について、下記のとおり広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

意見募集要領

1 意見募集対象

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）

2 意見募集期間

令和8年9月29日（火）～令和8年10月29日（木）（必着）

※ 郵送の場合も、募集期間内の必着とします。

3 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://public-comment.e-gov.go.jp/se>

rvlet/Public) 内の本案件に係るパブリックコメントのページから意見提出フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、提出してください。

※ 利用可能なOSやブラウザは、電子政府の総合窓口（e-Gov）に準拠します。御使用の環境から提出できない場合は、下記（２）又は（３）のいずれかの方法により提出願います。

（２）電子メールの場合

電子メールアドレス：nyukan73★i.moj.go.jp

出入国在留管理庁参事官室 宛て

※ 送信の際には「★」を「@」（半角）に変更してください。

※ 必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。添付ファイルやURLへのリンクによる御意見は受け付けられません。

※ メールの件名を「パブリックコメント（特定活動第15号）」としてください。

（３）郵送の場合

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁参事官室 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（特定活動第15号）」と記載してください。

4 意見の提出上の注意

○ 提出していただく御意見は日本語に限ります。

○ 上記1の意見募集対象に関するもの以外の御意見は、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承願います。

○ 個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。

5 その他

○ 提出された御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

○ 提出された御意見は、氏名、住所、連絡先等の個人情報を除き、また、必要に応じて整理又は要約した上で公表します。

○ 御意見とともに提出された氏名、住所、連絡先等の個人情報は、本件意見募集に関する業務にのみ利用し、それ以外の業務には利用しません。また、当該個人情報は、法令に基づく場合を除き、事前に御本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。